

議案第 7 3 号

日出町コミュニティバス条例の廃止について

日出町コミュニティバス条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町コミュニティバス条例を廃止する条例

日出町コミュニティバス条例（平成 2 4 年日出町条例第 2 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本年 1 0 月以降、本町のコミュニティバスの運行形態を自家用有償旅客運送から一般乗合旅客自動車運送事業に変更したことに伴い、条例を廃止したいので提出する。